

ID: 143

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第119号
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 施設及び附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可に際して、管理運営上必要な条件を付することができる。 3 施設の連続使用の期間については、同月内において6日を上限として規則で定める。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文、第5条、西東京市保谷こもれびホール条例施行規則第6条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設及び附属設備の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号のほか、施設及び附属設備の管理運営上支障があるとき。 (使用の不許可) 第6条 条例第5条第3号に規定する施設等の管理運営上支障があるときとは、おおむね次のものをいう。 (1) 入館者の安全の確保が困難であるとき。 (2) 他の施設等の使用の許可を受けた者に不利益又は迷惑を及ぼすことが明らかであるとき。 (3) その他施設等の管理運営上支障があり使用が困難であるとき。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日